

議案第 20 号

君津市福祉作業所ミツバ園の指定管理者の指定について

君津市福祉作業所ミツバ園の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市福祉作業所ミツバ園
- 2 施設の位置 君津市坂田 396 番地の 4
- 3 指定管理者 千葉県君津市久保三丁目 1 番 1 号
社会福祉法人君津市社会福祉協議会
会長 山中家道
- 4 指 定 期 間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 30 年 12 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市福祉作業所ミツバ園の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 社会福祉法人君津市社会福祉協議会
- 2 代 表 者 会長 山中家道
- 3 所 在 地 千葉県君津市久保三丁目1番1号
- 4 設 立 日 昭和45年2月21日
- 5 目 的 等 君津市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 君津市福祉作業所ふたば園の経営
- (8) 君津市福祉作業所ミツバ園の経営
- (9) 住民参加型ホームヘルプ事業
- (10) ボランティア活動の振興
- (11) 福祉サービス利用援助事業
- (12) 生活福祉資金貸付事業
- (13) 高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付事業
- (14) ふれあい資金の設置運営
- (15) ふれあい相談事業
- (16) 生活支援体制整備事業
- (17) 成年後見制度に関する事業
- (18) その他この法人の目的達成のために必要な事業

社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく訪問介護事業
- (2) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業及び第 1 号訪問事業
- (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (4) 君津市地域福祉推進センターの経営

6 資産の総額 9, 979 万 8, 292 円

7 従業員等 職員 51 人